

安城市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 2 号

安城市職員定数条例の一部を改正する条例

安城市職員定数条例（昭和 2 7 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「9 6 4 人」を「9 9 9 人」に改め、同条第 3 号中「1 0 5 人」を「1 1 2 人」に改め、同条第 9 号中「1 0 人」を「1 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。